

## 6 表示違反の監視、是正のための措置

### (1) 監視体制のあり方

昨今の多くの偽装表示事件により、残念ながら表示に対する消費者の信頼は失墜している。適正な表示を確保するためには、一義的には事業者自らのモラルに委ねざるを得ないが、一方で消費者を欺く偽装表示は許さない、との認識の下、新たな偽装表示事件が発生しないよう違反の抑止に努めるとともに、食品表示に関する監視体制を一層充実させることが必要である。

ただし、行政で監視できる範囲には限界があることを踏まえ、行政機構全体の肥大を招かないことを前提としつつ、既存の監視体制の有効活用を図るとともに、必要な部分については監視の充実強化を図ることが重要である。

また、効率的・的確な監視の観点から、専門的知識を有する担当部局がそれぞれ監視を行うとともに、国レベル、県レベルを通じ、各法担当部局が密接な連携を図る必要がある。

さらに、行政のみでなく、消費者の目を活かすことも必要であり、消費者による不正表示のチェックや、消費者にとって分かりやすい表示づくりに事業者が積極的に取り組む気運の醸成などに取り組むべきである。

なお、偽装表示等に関する企業の内部告発者の保護も重要な検討課題であるが、消費者行政全般として検討すべき課題であり、国民生活審議会の検討に委ねることが適当である。

### (2) 是正措置

監視体制を補い、事業者による表示違反行為の抑止力とするため、罰則の強化を含めた厳しい是正措置が重要である。

また、消費者が不利益を被らないよう、行政機関が違反を認定した場合には、事業者名を含め速やかに公表することを原則とすべきである。ただし、事業者名の公表が事業者に与えるダ

メージはきわめて大きいことから、違反事業者が違反行為に比して過大な社会的制裁を負うことのないよう考慮する必要がある。

なお、JAS法については、品質表示基準の違反に係る指示及び公表の指針が策定されているが、その適切な運用を図るべきである。

### (3) 事業者の自主的な取組み

法令遵守を含め、各事業者において主体的に自らの行動を律するための行動規範の作成が進められているが、これらの取組みを一層促進するよう啓発する必要がある。

行動規範の作成と実施・運用に当たっては、企業のトップがその重要性を認識するとともに、従業員に周知徹底していくことはもとより、消費者の意見の反映等により、可能な限り透明性を高めることが重要である。また、チェック機能等の社内体制の整備、表示の定期的な自主点検、普及・啓発等業界団体等での取組みの強化等に留意することが重要である。

## 7 組織・法律の見直し

食品の表示制度については、食品衛生法、JAS法等の各制度が制度発足以来、各府省が互いに十分な連携をしないまま、それぞれの表示制度を独自に実施してきたことが消費者、事業者双方にとって分かりにくい仕組みとなった大きな要因である。このため、当懇談会ではさまざまな視点から現行の食品表示制度について検証を行い、2から6まででその改革方向を指摘・提言してきたところである。今後、これらの事項が確実に実施され、用語・定義の整理等が図られるとともに、監視の連携や情報提供の充実、相談窓口の一元化等が実現すれば、我が国の食品の表示制度は大きく改善されると考えるが、今後とも今回指摘してきたような問題点が再度発生しないよう、各府省の連携が将来にわたって継続

的に推進されることが必要である。

このため、本懇談会では、表示のルール設定・監視の組織や法律のあり方についても議論を重ねてきた。

## (1) 組織

表示制度を担当する組織については、将来的には、既存の府省と切り離れた組織に一元化すべきとの意見もあったが、例えば食品の安全行政は、食品の内容と表示を一体的にチェックすることが必要である等、効率的・的確なルール設定・監視の観点から、専門的知識を有する行政組織がそれぞれ担当することが適当である。

## (2) 法律

法律については、ア) 各法で規定する食品表示について、一本の法律にまとめるべき、イ) 各法はそれぞれの目的に従って定められており、法律の一元化を行うと、それぞれの観点からの独立したチェックができなくなる等消費者にとってデメリットとなるので、各法は現行のままとしつつ、各府省の連携、表示項目の整合性を図ることで解決すべき等の提案があった。

本懇談会としては、将来にわたって各表示制度の統合的な運用が図られることが最も重要な課題であると考えており、このような観点から、関係府省において検討を行い、再度本懇談会に報告することを要請する。

他方、現在内閣官房において食品安全基本法（仮称）制定のための検討が行われており、この基本法の中で食品の表示制度が適切に運用されることが重要である旨を規定するよう、関係部署に要望することを要請する。

なお、中長期的には、食品に関する行政全般の中で、表示に関する組織・法律のあり方についても改めて検討していくことが適

当である。

## 8 おわりに

本懇談会で取り上げた事項は非常に広範囲なものであり、速やかに対応できる項目から複雑な調整を要する項目まで存在している。

このうち、品質保持期限及び賞味期限の用語の統一等、速やかに対応できるものについては、関係府省で連携し速やかに対応すべきである。また、中長期的に検討すべき事項については、今後とも関係府省が十分な連携をとりながら対応を進めて行くことを要請する。

この際、国レベルにおける連携にとどまらず、各制度を実行する地方レベルにおいても、変わることなく連携が図られることが重要である。

なお、この中間取りまとめに盛り込まれた事項は、消費者にはもちろんのこと、表示を実行する事業者にも大きな影響を与える事項が多いので、今後引き続き関係者の意見を幅広く聴取しながら、行政として検討を進めることが必要である。また、その検討結果については、改めて本懇談会に適切な時期に報告することを要請する。

以上

(参考1)

## 食品の表示制度に関する懇談会開催要領

厚生労働省  
農林水産省

### 第1 趣旨

食品の表示制度については、食品衛生法、JAS法等複数の法律に規定されており、同じ表示項目に異なる用語が使われる場合があることなど、消費者にとって分かりにくいとの指摘があり、また、「BSE問題に関する調査検討委員会報告」において、食品表示制度について一元的に検討し、そのあり方を見直す必要がある旨提言されている。

このため、消費者等関係者からの意見を今後の食品表示制度のあり方の検討に反映させることを目的に、厚生労働省医薬局食品保健部長及び農林水産省総合食料局長の私的懇談会として、内閣府及び公正取引委員会の参画を得て、「食品の表示制度に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催することとする。

### 第2 検討事項

- 1 現行の食品表示制度について
- 2 今後の食品表示制度のあり方について

### 第3 構成

懇談会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

### 第4 座長

- 1 懇談会に座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、懇談会を統括する。

- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

## 第5 運営

- 1 懇談会の運営については、次のとおりとする。
  - (1) 会議は公開とする。
  - (2) 会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公表する。
  - (3) 会議の議事概要及び議事録については、会議の終了後、委員の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。
- 2 座長は、上記によりがたい場合が生じた時には、懇談会の了承を得て、その取り扱いを決定するものとする。

## 第6 その他

- 1 懇談会の庶務は、厚生労働省と農林水産省が共同で行う。
- 2 内閣府及び公正取引委員会は、懇談会に参画するものとする。

(別紙)

食品の表示制度に関する懇談会名簿

栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
岩崎 充利	(財) 食品産業センター理事長
江口 公典	上智大学法学部教授
大木 美智子	消費科学連合会会長
小笠原 荘一	日本チェーンストア協会常務理事
小沢 理恵子	日本生活協同組合連合会くらしと商品研究室長
垣添 直也	(社) 日本輸入食品安全推進協会会長
首藤 紘一	(財) 日本医薬情報センター理事長
玉木 武	(社) 日本食品衛生協会副理事長
中村 靖彦	明治大学農学部客員教授
中村 祐三	全国農業協同組合中央会常務理事
日向 弘吉	東京青果(株)取締役開発部長
日和佐 信子	全国消費者団体連絡会渉外担当
◎本間 清一	お茶の水女子大学生活科学部長
松谷 満子	(財) 日本食生活協会会長
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
丸井 英二	順天堂大学医学部教授
丸山 務	麻布大学環境保健学部教授
山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
○和田 正江	主婦連合会会長

◎は、座長 ○は、座長代理

(五十音順、敬称略)

(参考2)

### これまでの審議経過

- 第1回 6月 7日 現行の食品表示制度について
- 第2回 6月28日 検討項目の提示、委員意見を受け問題点についての議論
- 第3回 7月 4日 今後の食品表示制度のあり方について
- 第4回 7月12日 今後の食品表示制度のあり方について
- 第5回 7月30日 中間取りまとめ（案）について



(参考)

## 食品の表示制度に関する懇談会 中間取りまとめの概要

### 1 はじめに

- ・ 食品の表示制度は複数の法律に規定され、消費者、事業者双方にとって分かりにくい等の指摘があり、また、BSE問題に関する調査検討委員会報告でも「現在の各種表示制度について一元的に検討し、そのあり方を見直す必要がある」とされている。このような状況を受け、本懇談会は、6月から5回にわたり検討を行った。

### 2 食品の表示制度の目的

- ・ 食品表示制度は、消費者の商品選択に役立つこと、衛生上の事故・危害の防止（食品の安全の確保）に役立つこと、正確で誤認を生じさせないことを目的とするもの。
- ・ これら3つの目的は表示を利用する消費者がその主体となるものであり、したがって、表示は、消費者にとって分かりやすいものであることが大前提。

### 3 現行の食品の表示制度の問題点

- ・ 現行の食品の表示制度については以下のような問題が顕在化。
- ① 表示制度が複数の法律に分散しており、一覧できないため分かりにくい。
- ② 各表示制度に基づく表示項目・表示内容の整合性がとれておらず、用語や定義の統一性が欠けているものがあり、解釈等に関する情報提供などの運用面でも統一性に欠ける。
- ③ 監視体制や是正措置も各制度によって異なり、連携が十分でない。

### 4 表示項目の見直し

- ・ 義務表示項目については、多くの消費者にとって商品選択の上で重要なものと、衛生上の事故・危害の防止のために事業者に行わせる必要があるものとするのが適当。基本的には現行の義務表示項目の維持が適当であるが、個別の表示内容等につき本懇談会とは別の消費者、事業者等関係者を交えた場で更に具体的検討を行うことが必要。
- ・ 任意表示のうち、特定の項目を記載する場合に併せてその表示方法が義務づけられるものについては、義務表示項目の見直しと併せその内容を検討すべき。また、表示方法も含め任意のものについては、例えば公正競争規約の見直し、策定等を検討すべき。
- ・ 複数の法律において用語や定義が異なっている表示項目等については、消費者、事業者の分かりやすさを考え、速やかに整合性の確保に向け検討に着手すべき。特に、消費期限や賞味期限・品質保持期限については、関係府省で速やかに定義や用語の統一を図ることが必要。
- ・ 表示項目等の改正に当たっては、各府省による調整の下、施行時期をできる限り同時期にする等により、事業者の表示に係る負担を極力減らすことが必要。

### 5 情報提供等

- ・ 各表示制度について一覧できるパンフレット等の作成、表示制度に関する説明会の開催等を各府省が連携して積極的に行うことが必要。

- ・ 相談窓口の一元化（ワン・ストップ・サービス）を進めるべく、関係府省で速やかに検討することが必要。

## 6 表示違反の監視、是正のための措置

- ・ 食品表示に関する監視体制の一層の充実が必要。ただし、行政で監視できる範囲に限界があることを踏まえ、行政機構全体の肥大を招かないことを前提としつつ、既存の監視体制の有効活用を図るとともに、必要な部分については監視の充実強化を図ることが重要。
- ・ 効率的・的確な監視の観点から、専門的知識を有する担当部局がそれぞれ監視を行うとともに、国・県レベルを通じ、各法担当部局の密接な連携が必要。
- ・ 消費者による不正表示のチェックや、消費者にとって分かりやすい表示づくりに事業者が積極的に取り組む気運の醸成などに取り組むべき。
- ・ 監視体制を補い、事業者による表示違反行為の抑止力とするため、罰則の強化を含めた厳しい是正措置が重要。また、行政機関が違反を認定した場合には、事業者名を含め速やかな公表を原則とすべき。
- ・ 各事業者において主体的に自らの行動を律するための行動規範の作成等の取り組みを一層促進するよう啓発することが必要。

## 7 組織・法律の見直し

- ・ 組織については、効率的・的確なルール設定・監視の観点から、専門的知識を有する行政組織がそれぞれ担当することが適当。
- ・ 法律については、ア）各法で規定する食品表示について一本の法律にまとめるべき、イ）各法はそれぞれの目的に従って定められており、法律の一元化を行うと、それぞれの観点からの独立したチェックができなくなる等消費者にとってデメリットとなるので、各法は現行のままとしつつ、各府省の連携、表示項目の整合性を図ることで解決すべき等の提案があり、関係府省で検討を行い再度本懇談会に報告することを要請。
- ・ 現在検討されている食品安全基本法（仮称）の中で、食品の表示制度が適切に運用されることが重要である旨を規定するよう、関係部署に要望することを要請。
- ・ 中長期的には、食品に関する行政全般の中で、表示に関する組織・法律のあり方についても改めて検討していくことが適当。

## 8 おわりに

- ・ 品質保持期限及び賞味期限の用語の統一等については、関係府省で連携し速やかに対応するとともに、中長期的な検討事項については、今後とも関係府省が十分な連携をとりながら対応を進めていくことを要請。
- ・ 中間取りまとめに盛り込まれた事項については、今後引き続き関係者の意見を幅広く聴取しながら、行政として検討を進め、検討結果については、改めて本懇談会に報告することを要請。

（※）本概要は、厚生労働省及び農林水産省において作成したものである。

(別紙2)

「食品の表示制度に関する懇談会中間取りまとめ」についての意見の募集について

平成14年8月20日  
厚生労働省  
農林水産省

食品の表示制度については、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）等複数の法律に規定されており、同じ表示項目に異なる用語が使われる場合があるなど、消費者にとって分かりにくいとの指摘があり、また、「BSE問題に関する調査検討委員会報告」において、食品表示制度について一元的に検討し、そのあり方を見直す必要がある旨提言されています。

このため、厚生労働省及び農林水産省の密接な連携の下、内閣府及び公正取引委員会の参画を得て、「食品の表示制度に関する懇談会」が本年6月から5回にわたって開催され、本日、「中間取りまとめ」が公表されました。（公表された「中間取りまとめ」の入手方法については、下記のく公表資料の入手方法の項を御参照下さい。）

本「中間取りまとめ」について、ひろく国民の皆様の御意見等をお聞きするため、この度、**「食品の表示制度に関する中間取りまとめ」についての意見**を下記のとおり募集いたしますので、お知らせします。

記

1. 意見の提出方法	※ ①②のいずれかの方法により、いずれか一方の事務局に御提出下さい。なお、様式は自由です。  ①郵便：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医薬局食品保健部企画課 調査表示係あて 又は 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省総合食料局品質課 食品表示制度担当あて  ②インターネット又はメールによる提出： （下記をクリックして下さい。）  <a href="mailto:hyouzi@mhlw.go.jp">hyouzi@mhlw.go.jp</a> 又は <u>（インターネット）</u>
2. 意見の提出上の注意	提出する意見は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記して下さい。これらは、公表する場合がありますので、御了承願います。（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えて下さい。） なお、電話・FAXでの意見はお受けしませんのでご了承願います。

3. 意見の提出 締切日	平成14年9月19日（郵便の場合は、消印有効）
-----------------	-------------------------

<公表資料の入手方法>

「食品の表示制度に関する懇談会中間取りまとめ」は、以下のいずれかの方法により入手できます。

- ① 厚生労働省又は農林水産省のホームページより（下記をクリックして下さい。）
  - 厚生労働省ホームページ  
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/08/s0820-2.html>)
  - 農林水産省ホームページ  
([http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/hyoji\\_kondankai/1/mokuji.htm](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/hyoji_kondankai/1/mokuji.htm))
- ② 窓口にて配布しているものを入手  
(配布場所)
  - ・ 厚生労働省医薬局食品保健部企画課
  - ・ 農林水産省総合食料局品質課
  - ・ 各地方農政局（消費生活課）及び沖縄総合事務局（農林水産部農政課）  
　　<仙台、さいたま、金沢、名古屋、京都、岡山、熊本、那覇>
  - ・ 独立行政法人農林水産消費技術センター  
　　<小樽、仙台、さいたま、横浜、名古屋、神戸、岡山、門司>